

土地開発事業に係る関連法令等（土地利用・環境等）

土地開発事業の実施に当たっては、様々な法令等に基づく手続が必要となります。主な手続は、以下のとおりですが、地区計画の区域内や風致地区内での市町村条例等に基づく手続など、これ以外の手続が必要となる場合があります。

手続に不備や漏れがないよう、下記相談先や市町村に確認の上で、手続を行ってください。

○必要となる主な手続

（令和5年4月1日時点）

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の類型	県所管課 (電話番号)	相談窓口	
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)
1	国土利用計画法	売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した場合、契約締結日から2週間以内に、土地の所在する市町村に対し、土地取引に係る届出が必要となる。 1 届出が必要な面積 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域以外の都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域：10,000㎡以上 2 届出の必要な取引 ・売買 ・一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定 等 3 届出のされた利用目的について、土地利用に関する計画への不適合などが認められる場合、市町村長が、勧告や助言を行う場合がある。	届出	地域振興課 (029-301-2619)	全市町村	各市町村担当課
2	茨城県土地利用の調整に関する基本要綱	大規模な土地開発事業については、関連法令等に基づく許可申請等の前に、関連法令等を調整するための協議申出が必要となる。 ○ 協議申出が必要な行為 都市計画法に基づく開発許可又は茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱に基づく設計承認を要する土地開発事業であって、開発区域面積が5ha以上又は開発区域内に4ha超の農地を含むもの	申出	地域振興課 (029-301-2619)	○都市計画法案件 全市町村 ○指導要綱案件 下妻市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、稲敷市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、利根町	地域振興課 (029-301-2619)
3	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事への届出が必要となる。 ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの 知事は、届出のあった場合において、保全のため必要があるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。 なお、届出の受理については、対象地域の市町へ権限移譲を行っている。	届出	計画推進課 (029-301-2523)	常総市、坂東市、境町、五霞町、龍ヶ崎市、牛久市、取手市	各市町村担当課
4	工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定の業種及び規模の工場を新増設する際などに、事前に市町村へ届出が必要となる。 (工場立地法第6条等) ・届出対象工場(特定工場) (1)業種：製造業、電気・ガス・熱供給業 ※メガソーラー等の太陽光発電施設の設置は、工場立地法第6条による届出対象外(ただし、工場立地法の届出対象である特定工場の敷地内に設置する場合は、工場立地法第8条による変更の届出が必要となる場合がある。) (2)規模：敷地面積9,000平方メートルまたは建築面積3,000平方メートル以上	届出	立地整備課 (029-301-2752)	全市町村	各市町村担当課
5	自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 (1)特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は知事又は市長の許可が必要となる。 (2)普通地域：建物；高さ13m又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔；高さ30m、太陽光発電施設；同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡を超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は知事又は市長への届出が必要となる。 なお、特別地域内において1ha以上、普通地域において5ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。	事前協議 ①申請、許可 ②届出	環境政策課 (029-301-2946)	小美玉市	小美玉市環境課 (0299-48-1111)
					上記以外の市町村	環境政策課 (029-301-2946)
6	茨城県立自然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市町村長の許可が必要となる。 ②普通地域：建物；高さ13m又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔；高さ30m、太陽光発電施設；同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡を超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、知事又は市町村長への届出が必要となる。 なお、特別地域内において1ha以上、普通地域において5ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。	事前協議 ①申請、許可 ②届出	環境政策課 (029-301-2946)	笠間市、水戸市、大洗町、城里町	各市町村担当課
					上記以外の市町村	環境政策課 (029-301-2946)
7	環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境アセスメントの対象となる。 ○第一種事業 施行区域の面積が100ha以上であるもの ○第二種事業 施行区域の面積が75ha以上100ha未満のものであって、主務大臣が個別に判断したもの	環境影響評価手続	環境政策課 (029-301-2933)	全市町村	環境政策課 (029-301-2933)

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の種類	県所管課 (電話番号)	相談窓口	
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)
8	茨城県環境影響評価条例	造成に係る土地の面積が75ha以上のものであって、環境影響評価法の対象とならなかったものは、条例に基づく環境アセスメントの対象となる。 なお、近隣地域で互いに関連の強い事業者(グループ会社、主な出資者が同一等)であれば、一連の事業とみなし、基本的には合計面積で判断する。 ○土地の造成 土地の形質の変更(いわゆる切土、盛土)を伴う行為	環境影響評価手続	環境政策課 (029-301-2933)	全市町村	環境政策課 (029-301-2933)
9	茨城県地球環境保全行動条例	敷地面積6,000㎡以上の事業場は、緑化推進業務状況を定期的に報告しなければならない。	報告	環境政策課 (029-301-2939)	全市町村	環境政策課 (029-301-2939)
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内においては、建築物の新築・改築、水面の埋立て、木竹伐採といった行為等については、知事の許可が必要となる。	許可	環境政策課 (029-301-2946)	全市町村	環境政策課 (029-301-2946)
11	茨城県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区、野生動植物保護地区に分類指定されている。 ①特別地区: 工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、知事又は市村長の許可が必要となる。 ②普通地区: 建物; 高さ10m又は延べ床面積200㎡、鉄塔; 高さ30m、その他の工作物; 高さ10m又は水平投影面積200㎡を超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、知事又は市村長への届出が必要となる。 なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに自然公園区域その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事又は市村長が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。 「緑地環境保全地域」内の主な規制は、上記②の普通地区に同じ。	事前協議 ①申請、許可 ②届出	環境政策課 (029-301-2946)	笠間市、小美玉市、東海村、守谷市、つくばみらい市	各市村担当課
					上記以外の市町村	環境政策課 (029-301-2946)
12	土壌汚染対策法	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに知事への届出が必要となる。ただし、例外として、次のものは届出の対象外となる。 ・盛土しか行わない行為 ・形質変更の深さが最大50cm未満であり、区域外へ土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為 ・鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更行為 等	届出	資源循環推進課 (029-301-3020)	水戸市、つくば市、古河市、笠間市	各市担当課
					上記以外 1) 形質変更の面積が20,000平方メートル以上	1) 資源循環推進課 (029-301-3020)
					2) 形質変更の面積が20,000平方メートル未満	2) 市町村毎に下記の各県民センター等
					ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村	環境政策課県央環境保全室 (029-301-3044)
					日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター環境・保安課 (0294-80-3355)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	鹿行県民センター環境・保安課 (0291-33-6056)
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター環境・保安課 (029-822-7048)					
結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター環境・保安課 (0296-24-9127)					
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあり、廃棄物処理法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更を行おうとする者は、行為に着手する30日前までに知事への届出が必要となる。	届出	廃棄物規制課 (029-301-3027)	水戸市、古河市、笠間市、大子町	各市町担当課
					上記以外の市町村	廃棄物規制課 (029-301-3027)

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の類型	県所管課 (電話番号)	相談窓口	
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)
14	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	<p>1 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積について、埋立て等の区域面積が5,000㎡以上となる場合は許可申請が必要となる。(なお、許可申請を行う前に、茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づく事前協議手続を済ませる必要がある。5,000㎡未満の場合は各市町村への許可申請の必要がある。)</p> <p>2 埋立て等の区域面積が5,000㎡未満の場合であって、市町村が定める同種条例に基づく埋立て等の許可が不要である場合、県への届出が必要となる。</p> <p>※ いずれの場合も、以下については条例の適用除外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成等を行う土地の区域内で発生した土砂等のみを用いた土地の埋立て等 ・国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等 ・採石法、砂利採取法及び廃棄物処理法での許認可等を受けた土地の埋立て 	許可	廃棄物規制課 不法投棄対策室 (029-301-3033)	全市町村	<p>廃棄物規制課 不法投棄対策室 (029-301-3033)</p> <p>※5,000㎡未満の埋立て等許可の場合には、各市町村埋立て条例担当課</p>
15	茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領	「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づく土地の埋立て等の許可申請(変更許可申請を含む。)を行おうとする者は、許可申請に際し、事前協議を行わなければならない。	協議	廃棄物規制課 不法投棄対策室 (029-301-3033)	全市町村	廃棄物規制課 不法投棄対策室 (029-301-3033)
16	採石法	<p>採石法第2条に定める岩石の採取(当該採取場所で付随して行われる岩石の破砕及び破砕した岩石の洗浄を含む)を事業目的として反復継続して行おうとする場合は、以下の手続が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採石業者の登録を受けること(採石業務管理者を置くこと)。 ・岩石採取計画の認可を受けること。 <p>事業予定地が既存の岩石採取場に含まれる場合は、以下のいずれかの手続が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取場の一部を事業地とする場合は、当該区域を採取場から除外するため、認可業者から知事宛てに採取計画変更申請を行うこと。 ・採取場の大部分が事業地となる場合は、認可業者から知事宛てに採取場の廃止を届け出ること。 	申請	技術革新課 (029-301-3584)	全市町村	技術革新課 (029-301-3584)
17	砂利採取法	<p>砂利(砂及び玉石を含む。河川砂利を除く。)の採取(洗浄のみの場合を含む。)を事業目的として反復継続して行おうとする場合は、以下の手続が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取業者の登録を受けること(砂利採取業務主任者を置くこと)。 ・砂利採取計画の認可を受けること。 <p>事業予定地が既存の砂利採取場に含まれる場合は、以下のいずれかの手続が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取場の一部を事業地とする場合は、当該区域を採取場から除外するため、認可業者から知事宛てに採取計画変更申請を行うこと。 ・採取場の大部分が事業地となる場合は、認可業者から知事宛てに採取場の廃止を届け出ること。 	申請	技術革新課 (029-301-3584)	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	技術革新課 (029-301-3584)
					常陸太田市、常陸大宮市、大子町	東北県民センター 環境・保安課 (0294-80-3355)
					日立市、高萩市、北茨城市	東北県民センター 日立商工労働センター (0294-21-6711)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	鹿行県民センター 環境・保安課 (0291-33-6056)
					土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター 環境・保安課 (029-822-7067)
古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	東西県民センター 環境・保安課 (0296-24-9140)					
18	森林法(第10条の2)開発行為の許可	森林には、災害の防止、水資源の涵養など、様々な公益的機能がある。こうした機能を持つ森林が無秩序に開発されるのを防止するため、地域森林計画対象民有林(5条森林)において、1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超える開発行為をしようとする者は、知事(許可権限移譲市においては市長)の許可が必要となる。	許可	林政課 (029-301-4031)	北茨城市、大子町、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市	東北農林事務所 林業振興課 (0294-80-3370)
					水戸市、ひたちなか市、小美玉市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央農林事務所 林業振興課 (029-231-2079)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	鹿行農林事務所 林業振興課 (0291-33-4123)
					土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南農林事務所 林業振興課 (029-822-7087)
					古河市、結城市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	東西農林事務所 林業振興課 (0296-24-9176)
					取手市	取手市農政課 (0297-74-2141代表)
					常総市	常総市農政課 (0297-23-9037)
					笠間市	笠間市農政課 (0296-77-1101代表)

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の種類	県所管課 (電話番号)	相談窓口	
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)
19	森林法(第10条の8)伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画対象民有林(5条森林)において立木を伐採する場合、伐採を行う森林の所在する市町村長へ、「伐採及び伐採後の造林届出書」を伐採を開始する日の90～30日前までの間に提出する必要がある。 ただし、森林以外の用途への転用を行う届出を隣接する5条森林で複数回に分けて提出し、それぞれが一体性を有すると判断される場合であって、合計で1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超える場合は上段18の「林地開発許可」が必要となる。	届出	林政課 (029-301-4031)	河内町を除く市町村	各市町村担当課
20	森林法(第10条の7の2)森林の土地の所有者となった旨の届出等	新たに森林の土地の所有者となった者は、土地の所有者となった90日以内に、取得した土地がある市町村長への届出が必要となる。	届出	林政課 (029-301-4031)	河内町を除く市町村	各市町村担当課
21	森林法(第26条、第26条の2、第27条第1項)保安林の指定の解除	保安林については、立木の伐採や土地の形質の変更などが制限されている。保安林の指定の解除は森林法第26条又は第26条の2に規定する場合に限られ、解除の権限は大臣又は知事が有している。	指定の解除	林業課 (029-301-4056)	日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町	東北農林事務所 林業振興課 (0294-80-3370)
					水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央農林事務所 林業振興課 (029-231-2079)
22	森林法(第34条第2項)保安林内作業許可	保安林内で、土石の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行う場合には、知事の許可が必要となる。	許可		鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	鹿行農林事務所 林業振興課 (0291-33-4123)
					土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南農林事務所 林業振興課 (029-822-7087)
					古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町、五霞町、境町	県西農林事務所 林業振興課 (0296-24-9176)
23	茨城県水源地域保全条例(第9条)水源地域の土地の所有権等の移転の届出	水源地域の土地の所有者等は、契約を締結しようとするときは、30日前までに知事への届出が必要となる。	届出	林政課 (029-301-4031)	北茨城市、大子町、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市	東北農林事務所 林業振興課 (0294-80-3370)
					水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央農林事務所 林業振興課 (029-231-2079)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	鹿行農林事務所 林業振興課 (0291-33-4123)
					土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、守谷市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、利根町	県南農林事務所 林業振興課 (029-822-7087)
					古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、境町	県西農林事務所 林業振興課 (0296-24-9176)
24	農地法	農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を農地以外のものにする(以下「農地転用」という。)には、あらかじめ知事または権限移譲市町村農業委員会会長の許可が必要となる。 *優良農地については、原則不許可である。 *市街化区域内の農地等を農地転用する場合は、市町村農業委員会への届出が必要となる。 *農地転用する農地等の面積が4ha超の場合は、県知事許可となり、農林水産大臣との協議を要する。	許可又は届出	農業政策課 (029-301-3838)	全市町村	各市町村農業委員会
25	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	農用地区域内農地を農地転用しようとする場合、あらかじめ農用地区域から除外する必要がある。 除外は、農地転用許可見込みがあることを前提として、農振法第13条第2項各号の規定に基づく除外の要件を全て満たす場合に限り得る。	市町村:計画変更 県:同意	農業政策課 (029-301-3838)	全市町村	各市町村農政担当課
26	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地等で工作物の設置や土地の形状変更を行う場合は、河川管理者(※1)の許可が必要となる。 ※1 河川管理者 一級河川(国土交通省大臣管理区間) 国土交通大臣 一級河川(県知事管理区間) 茨城県知事 二級河川 茨城県知事 準用河川 各市町村長	許可	河川課 (029-301-4478)	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 (0294-80-3364)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の種類	県所管課 (電話番号)	相談窓口	
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)
		※前ページから続く				城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市 水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
						鉾田市、行方市 鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
						石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市 土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
						桜川市、筑西市、結城市 筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
						鹿嶋市、神栖市、潮来市 潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
						阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市 竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 (0297-65-1716)
						八千代町、下妻市、常総市 常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2604)
						古河市、坂東市、境町、五霞町 境工事事務所 河川整備課 (0280-87-1954)
27	海岸法	海岸保全区域や一般公共海岸区域で工作物の設置や土地の形状変更を行う場合は、知事の許可が必要となる。	許可	河川課 (029-301-4489)	北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)
					大洗町	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
					鉾田市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
					鹿嶋市、神栖市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
28	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ・工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 ・砂防設備を占有すること。 ・竹木を伐採し、又は芝草その他の生産物を採取すること。 ・滑り下し又は地引により物件の運搬を行なうこと。 ・開墾その他により土地の原状を変更すること。	許可	河川課 水防災・砂防対策室 (029-301-4498)	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 (0294-80-3364)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
					石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市	竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 (0297-65-1716)
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所 河川整備課 (0280-87-1954)

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の種類	県所管課 (電話番号)	相談窓口	
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)
29	地すべり等 防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 ・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 	許可	河川課 水防災・砂防対策室 (029-301-4498) 国土交通大臣指定箇所	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 (0294-80-3364)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
					石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市	竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 (0297-65-1716)
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所 河川整備課 (0280-87-1954)
						林業課 (029-301-4056) 農林水産大臣指定箇所
30	急傾斜地 の崩壊に よる災害の 防止に関 する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 	許可	河川課 水防災・砂防対策室 (029-301-4498)	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 (0294-80-3364)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
					石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市	竜ヶ崎工事事務所 河川整備課 (0297-65-1716)
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所 河川整備課 (0280-87-1954)

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の種類	県所管課 (電話番号)	相談窓口														
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)													
31	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律	土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、知事の許可が必要となる。 ・特定開発行為を行う場合(住宅(自己の居住の用に供するものを除く。))並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療機関(政令で定めるものに限る。)以外の用途でないものの建設)	許可	河川課 水防災・砂防対策室 (029-301-4498)	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)													
					常陸太田市	常陸太田工務事務所 河川整備課 (0294-80-3364)													
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工務事務所 河川整備課 (0293-22-2250)													
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)													
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)													
					鉾田市、行方市	鉾田工務事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)													
					石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)													
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)													
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)													
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市	竜ヶ崎工務事務所 河川整備課 (0297-65-1716)													
					八千代町、下妻市、常総市	常総工務事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)													
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工務事務所 河川整備課 (0280-87-1954)													
					32	都市計画法	主として、建築物の建築、第一種特定工作物(コンクリートプラント等)の建設、第二種特定工作物(ゴルフコース及び1ha以上の墓園等)の建設を目的とした土地の区画形質の変更については、あらかじめ許可を受ける必要がある。 ○許可が必要な規模	許可	建築指導課 (029-301-4732)	茨城町、大洗町、城里町(用途区域外での大規模開発行為(5ha以上又は農地4ha超)を除く。)	建築指導課 県央建築指導室 (029-301-4787)								
高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町(用途区域外での大規模開発行為(5ha以上又は農地4ha超)を除く。)	東北県民センター 建築指導課 (0294-80-3344)																		
稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町(用途区域外での大規模開発行為(5ha以上又は農地4ha超)を除く。)	県南県民センター 建築指導課 (029-822-7079)																		
下妻市、八千代町、五霞町(用途区域外での大規模開発行為(5ha以上又は農地4ha超)を除く。)	県西県民センター 建築指導課 (0296-24-9154)																		
上記の市町村(用途区域外での大規模開発行為(5ha以上又は農地4ha超)に限る。)	建築指導課 (029-301-4732)																		
上記以外の市町村	各市町村担当課																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域区分</th> <th>開発許可が必要な規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域(近郊整備地帯)</td> <td>500㎡以上</td> </tr> <tr> <td>市街化区域(近郊整備地帯を除く)</td> <td>1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>非線引都市計画区域、準都市計画区域</td> <td>3,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域及び準都市計画区域外</td> <td>1ha(10,000㎡)以上</td> </tr> </tbody> </table>		区域区分	開発許可が必要な規模	市街化区域(近郊整備地帯)						500㎡以上	市街化区域(近郊整備地帯を除く)	1,000㎡以上	市街化調整区域	全て	非線引都市計画区域、準都市計画区域	3,000㎡以上	都市計画区域及び準都市計画区域外	1ha(10,000㎡)以上	
区域区分	開発許可が必要な規模																		
市街化区域(近郊整備地帯)	500㎡以上																		
市街化区域(近郊整備地帯を除く)	1,000㎡以上																		
市街化調整区域	全て																		
非線引都市計画区域、準都市計画区域	3,000㎡以上																		
都市計画区域及び準都市計画区域外	1ha(10,000㎡)以上																		

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の類型	県所管課 (電話番号)	相談窓口																													
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)																												
33	景観法	景観行政団体が景観計画に定めた景観形成規程(良好な景観の形成のための行為の制限)に基づき、一定規模以上の建築物等については、当該景観行政団体の長へ事前の届出が必要となる。 1 届出が必要な行為 当該市町の景観計画に定める行為 ※ 重点的かつ計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある地区については、行為の制限がより厳しくなっている。 2 届出の内容について、当該景観行政団体が、景観形成規程に基づき指導等を行う場合がある。	届出	都市計画課 (029-301-4579)	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、笠間市、牛久市、つくば市、守谷市、桜川市、つくばみらい市、大洗町	各市町 景観行政担当課																												
34	茨城県景観形成条例	条例に定める大規模行為については、良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすことから、当該行為に着手する30日前までに知事への届出が必要となる。 1 届出が必要な行為(大規模行為) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行為の区分</th> <th colspan="3">規模</th> </tr> <tr> <th>都市計画区域内</th> <th>非用途地域</th> <th>都市計画区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物</td> <td>用途地域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ31m超</td> <td>高さ20m超</td> <td>高さ15m超</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td>よう壁</td> <td colspan="2">よう壁以外</td> </tr> <tr> <td>高さ5m超</td> <td colspan="2">高さ15m超</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地の形質の変更</td> <td>都市計画区域内</td> <td colspan="2">都市計画区域外</td> </tr> <tr> <td>・変更に係る面積15,000㎡以上 ・変更に伴い生じるのり面、よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積3,000㎡以上</td> <td colspan="2">・変更に係る面積50,000㎡以上 ・変更に伴い生じるのり面、よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積5,000㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> 2 届出の内容について、知事が、条例により定めた景観形成規程に基づき、助言及び指導、勧告等を行う場合がある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※大規模行為のうち、以下の行為を「★」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校、工場及び倉庫以外の建築物であって5以上の階数を有するもの又は延べ床面積が2,000平方メートル以上のものに係る行為 ・ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設に係る行為 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものに係る行為 ・都市計画区域内における汚物処理場の用途に供する工作物に係る行為 ・土地の形質の変更であって変更に係る土地の面積が50,000平方メートル以上(農地については40,000平方メートル超、土採取に係る変更については30,000平方メートル以上)の行為 </div>	行為の区分	規模			都市計画区域内	非用途地域	都市計画区域外	建築物	用途地域			高さ31m超	高さ20m超	高さ15m超	工作物	よう壁	よう壁以外		高さ5m超	高さ15m超		土地の形質の変更	都市計画区域内	都市計画区域外		・変更に係る面積15,000㎡以上 ・変更に伴い生じるのり面、よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積3,000㎡以上	・変更に係る面積50,000㎡以上 ・変更に伴い生じるのり面、よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積5,000㎡以上		届出	都市計画課 (029-301-4579)	日立市、高萩市、北茨城市、取手市、ひたちなか市(全ての大規模行為) 上記及び景観法の対象地域を除く市町村(★の行為に限る) 常陸太田市、常陸大宮市、大子町(★以外の行為) 那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村(★以外の行為) 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市(★以外の行為) 龍ヶ崎市、稲敷市、かずみがうら市、美浦村、阿見町、河内町、利根町(★以外の行為) 下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町、五霞町、境町(★以外の行為)	各市 景観行政担当課 建築指導課 (029-301-4727) 東北県民センター 建築指導課 (0294-80-3344) 建築指導課 県央建築指導室 (029-301-4784) 鹿行県民センター 建築指導課 (0291-33-4113) 県南県民センター 建築指導課 (029-822-8519) 県西県民センター 建築指導課 (0296-24-9149)
行為の区分	規模																																	
	都市計画区域内	非用途地域	都市計画区域外																															
建築物	用途地域																																	
	高さ31m超	高さ20m超	高さ15m超																															
工作物	よう壁	よう壁以外																																
	高さ5m超	高さ15m超																																
土地の形質の変更	都市計画区域内	都市計画区域外																																
	・変更に係る面積15,000㎡以上 ・変更に伴い生じるのり面、よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積3,000㎡以上	・変更に係る面積50,000㎡以上 ・変更に伴い生じるのり面、よう壁が高さ5m超、かつ、長さ10m以上のもので、変更に係る面積5,000㎡以上																																
35	都市緑地法	特別緑地保全地区において、以下の行為を行う場合は、当該市長の許可が必要となる。 ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為	許可	都市整備課 (029-301-4655)	水戸市	水戸市公園緑地課 (029-232-9214)																												
36	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱	1ha以上の土地の区画形質の変更については、本指導要綱による設計承認を受ける必要がある(ただし、開発許可事務を処理することとされた市町村の区域を除く。) なお、土地の区画形質の変更に該当するか否かについては、平面図、施設等の配置図、造成計画図等を提示の上、開発許可相談窓口で協議すること。 ※県指導要綱以外に、市町村独自の指導要綱等が適用される場合があるので、右記を含めて各市町村の開発許可相談窓口で協議すること。	許可等 (設計承認)	建築指導課 (029-301-4732)	下記の市町村(大規模開発行為(5ha以上又は農地4ha超)に限る。) 茨城町、大洗町、城里町(大規模開発行為を除く。) 高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町(大規模開発行為を除く。) 稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町(大規模開発行為を除く。) 下妻市、八千代町、五霞町(大規模開発行為を除く。)	建築指導課 (029-301-4732) 建築指導課 県央建築指導室 (029-301-4787) 東北県民センター 建築指導課 (0294-80-3344) 県南県民センター 建築指導課 (029-822-7079) 県西県民センター 建築指導課 (0296-24-9154)																												
37	文化財保護法	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、「史跡名勝天然記念物」に指定されている。 指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町村の教育委員会の許可が必要となる。 工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で事業予定地の市町村文化財所管課等へ確認が必要である。	許可	教育庁文化課 (029-301-5447)	全市町村	各市町村文化財所管課																												
38	文化財保護法	埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と呼んでいる。 文化財保護法では周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続や、工事中に新たに遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるので、工事計画段階から事業予定地の市町村の文化財所管課に情報提供願いたい。 ※県HP電子行政サービス内「いばらきデジタルまっぷ」で、周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲を閲覧できますが、ずれが生じる場合があるため、必ず市町村の文化財所管課に照会ください。	届出	教育庁文化課 (029-301-5447)	全市町村	各市町村文化財所管課																												

番号	関連法令	主な手続の概要	手続の種類	県所管課 (電話番号)	相談窓口	
					対象地域 (市町村)	連絡先 (電話番号)
39	茨城県文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、「史跡名勝天然記念物」に指定されている。 指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町村の教育委員会の許可が必要となる。 工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で事業予定地の市町村文化財所管課等へ確認が必要である。	許可	教育庁文化課 (029-301-5447)	全市町村	各市町村文化財所管課
40	大気汚染防止法	法に規定する施設(ばい煙発生施設、粉じん発生施設等)を設置する場合には、工事着手60日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2961)	水戸市、古河市、笠間市、ひたちなか市、筑西市	各市環境担当課
					上記以外	県央環境保全室 県民センター環境・保安課
41	水質汚濁防止法	法に規定する汚水・廃液を排出する施設(特定施設、みなし指定地域特定施設)を設置する場合には、工事着手60日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2966)	水戸市、つくば市、古河市、笠間市、ひたちなか市、筑西市	各市環境担当課
					上記以外	県央環境保全室 県民センター環境・保安課
42	騒音規制法・振動規制法	法に規定する施設(特定施設)を設置する場合には、工事開始の30日前までに届出が必要となる。 法に規定する特定建設作業を行う場合には、作業開始の7日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2961)	全市町村	各市町村環境担当課
43	茨城県生活環境の保全等に関する条例	(大気) 条例に規定するばい煙・粉じんを排出する施設(特定施設)を設置する場合には、工事着手60日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2961)	水戸市、古河市、笠間市、ひたちなか市、筑西市	各市環境担当課
		(水質) 条例に規定する汚水・廃液を排出する施設(排水特定施設)を設置する場合には、工事着手60日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2966)	水戸市、つくば市、古河市、笠間市、ひたちなか市、筑西市	各市環境担当課
		(揚水) 吐出口の断面積が19平方センチメートル以上の揚水機を設置する場合には、工事着手30日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2956)	全市町村	県央環境保全室 県民センター環境・保安課
		(騒音・振動) 条例に規定する施設(特定施設)を設置する場合には、工事着手30日前までに届出が必要となる。 条例に規定する特定建設作業を行う場合には、作業開始の7日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2961)	全市町村	各市町村環境担当課
		(悪臭) 条例に規定する施設(特定施設)を設置する場合には、工事着手30日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2961)	全市町村	各市町村環境担当課 県央環境保全室 県民センター環境・保安課
44	茨城県霞ヶ浦水質保全条例	条例に規定する汚水・廃液を排出する施設(霞ヶ浦指定施設)を設置する場合は、工事着手60日前までに届出が必要となる。	届出	環境対策課 (029-301-2966)	笠間市、つくば市、筑西市	各市環境担当課
					土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県央環境保全室 県民センター環境・保安課
45	大規模小売店舗立地法	店舗面積(※)が1,000㎡を超える大規模小売店舗を新設する者は、新設を予定する日の8か月前までに、次の事項について届出が必要となる。 ・大規模小売店舗の名称及び所在地 ・大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ・大規模小売店舗の新設する日 ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ※「店舗面積」とは、小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。	届出	中小企業課 (029-301-3559)	日立市	日立市商工振興課 (050-5528-5104)
					上記以外	中小企業課 (029-301-3559)
46	太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン	太陽光発電施設の設置を予定している事業者(50kW以上の施設に限る。)は、次の手続が必要となる。 ①市町村との事前協議 ・工事着手前に、「事業概要書」を市町村へ提出し、施工、維持管理等について事前協議を行うこと。 ・工事完了時に、完成した施設の写真を添付した「工事完了報告書」を市町村へ提出すること。 ②地域の理解促進 ・工事着手前に、事業計画について、地元関係者へ説明し、理解を得た上で事業を進めること。(地元関係者への説明、地元関係者からの要望、苦情、懸念への対応) ③施工に当たって配慮すべき事項に沿った対応 ・生活環境、景観、防災・安全対策 ・事業者名や緊急連絡先の表示等 ④施設設置後の適正な維持・管理、撤去・廃棄 ・保守点検、災害発生時の対応、緊急連絡先の表示 ・事業終了後の撤去・廃棄について事業計画への位置づけ等	申出	環境政策課 (029-301-2939)	全市町村	各市町村太陽光適正導入担当課